

東京都北区七級職の設置等に関する規則を公布する。

令和三年十二月三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十四号

東京都北区七級職の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、七級職を設置するに当たり、職務分類基準（Ⅰ）における六級職より上位の職の設置等に関する特例（平成十九年六月八日特別区人事委員会決定。以下「特例基準」という。）に基づき、七級職に関する職務分類基準等必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規則において、七級職とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成十三年三月二十九日特別区人事委員会決定。以下「一般基準」という。）別表一「職務分類基準表」の職務分類基準（Ⅰ）（以下「職務分類基準（Ⅰ）」という。）に定める六級職（以下「六級職」という。）より上位の職務の級をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、一般基準及び特例基準において使用する用語の例による。

(職務分類基準等)

第三条 七級職に係る職務分類基準は、次のとおりとする。

七級職	職務の級	職務分類基準
	職務	
統括部長の職の		
区長が統括部長に指定する職で、職層名として統括参		現に存する職の職務

- 2 前項の職務分類基準を適用する職種は、職務分類基準（Ⅰ）に定める職種と同様とする。
- 3 七級職に分類整理する職は、統括部長の職であつて、職層名として統括参事の名を有する職員が従事する職とする。
- 4 七級職の職名は、東京都北区職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月東京都北区規則第九号）、職員の職名に関する規則の施行に関する規程（昭和四十六年四月東京都北区訓令甲第五号）等に定めるところによる。
- 5 職務分類基準と現に存する職の職務との対応は、次のとおりとする。

七級職	職務の級
統括部長の職の職務	職務

職務

事の名称を有する職員が従事する職の職務

(任用資格基準)

第四条 七級職に任用するために必要な資格年数は、六級職に二年以上在職することとする。

(昇任選考基準)

第五条 七級職への昇任は、前条に規定する資格を有する者から書類審査及び面接で選考する方法により行うものとする。

2 前項の昇任に係る基準の運用は、一般基準別表九―一「職務分類基準(Ⅰ)二級職及び五級職への昇任選考基準及び方法」に定める基準の運用の原則を準用するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月三十一日以前の職務分類基準(Ⅰ)の八級職及びこれに相当す

る職に在職していた期間については、第四条に規定する六級職に在職していた期間とみなす。

3 平成三十年三月三十一日以前の職務分類基準（Ⅰ）の六級職及びこれに相当する職に在職していた期間については、第四条に規定する六級職に在職していた期間に含まない。

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第七十五号

東京都北区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 統括参事

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十六号

東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区自転車（昭和五十九年三月東京都北区規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。
付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則別記第九号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十七号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の表(一)の項中「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」を「区民税申告書（特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書）」に、「第十五条第四項」を「第十五条第四項第一号」に、「第六項」を「第六項第一号」に改め、同表(七)の項中「、同第三百二十一條第三項及び條例第三十二條第三項」を「及び第三百二十一條の五第三項並びに條例第三十二條第四項」に改め、同表(八)の項を削り、同表中(九)の項を(八)の項とし、(十)の項を(九)の項とし、(十一)の項を(十)の項とし、同表(十二)の項中「第六号の十一様式」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第五号の九様式」に改め、同項を同表(十二)の項とする。

第九条第一項第八号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限り」に改め、同項に次の一号を加える。

十 前年の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について法第三百十三條第十二項の規定又は同條第十四項の規定の適用を受けようとする場合（前年分の所得税のうち租税特別措置法第八条の四第一項に規

定する上場株式等の配当等に係るもの及び同法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に係るものの全部について同法第八条の五第一項の規定又は同法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）には、その旨

第九条第二項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下この項及び次項において「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

第十条の表（一）の項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）」を「施行規則」に改める。

別記第五号の三様式中「~~株式会社・株式会社~~」を「~~株式会社・株式会社~~」に、「差引へ」を「差引へ」に改める。

別記第六号の五様式（甲）を次のように改める。

第6号の5様式（甲）（第6条関係）

年度（ 年分）給与支払報告書（総括表） 月 日までに提出してください。

追 加
訂 正

指 定 番 号

年 月 日提出 東京都北区長殿

二枚目以下敷をしてカーボンを入れずに書いてください。	給与の支払期間	年 月分から 月分まで													
	給与支払者の個人番号又は法人番号														
	フリガナ														
	給与支払者の氏名又は名称														
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称														
	フリガナ														
	同上の所在地	〒													
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名														
	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話) 課 係													
	関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)													
		事業種目													
		受給者総人員		人											
		特別徴収対象者		人											
		普通徴収対象者(退職者)		人											
		普通徴収対象者(退職者を除く)		人											
		報告人員の合計		人											
		所 轄 税 務 署 名		税務署											
		給与の支払方法及びその期日													
		納入書の送付		必要・不要											

（市区町村提出用）

別記第六号の六様式を次のように改める。

別記第六号の七様式を次のように改める。

第6号の7様式 三三

別記第六号の十一様式を次のように改める。

第6号の11様式 三三

別記第十号様式（乙）を次のように改める。

別記第十号の三様式を次のように改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第九条第一項第八号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十八号

東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例施行規則（平成二十年十一月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 区民等は、前項の標識に喫煙可能なたばこの種別その他の当該喫煙場の利用方法に係る表示がある場合は、当該表示の内容を遵守しなければならない。

付 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十九号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三健康福祉課の項に次のように加える。

課務担当主査

一 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

付 則

この規則は、令和三年十二月八日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

第一条 東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三健康福祉課の項中

「課務担当主査

一 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。」

を削る。

第二条 東京都北区組織規程の一部を次のように改正する。

第十二条の三健康福祉課の項に次のように加える。

課務担当主査

一 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

付 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年十二月十三日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十一号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則（令和二年十一月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和四年一月三十一日」を「令和四年四月三十日」に改め、「（令和三年二月一日から令和四年一月三十一日までの間は、百五十五名及び五名）」を削る。

付 則

この規則は、令和四年二月一日から施行する

東京都北区老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月十日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第八十二号

東京都北区老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区老人福祉法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「ㄐ」及び「㊦」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区老人福祉法施行細則別記第三号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
公布する。

令和三年十二月十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十三号

則 東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和三年十二月東京都北

付 則

区条例第三十九号）の施行期日は、令和三年十二月二十日とする。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月十五日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十四号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第八条の二に次の一号を加える。

十九 赤羽駅西口駅前自転車駐車場

別表第一に次のように加える。

赤羽駅西口駅前自転車駐車場	当日利用	自転車	午前零時から午後十二時まで	
---------------	------	-----	---------------	--

付 則

この規則は、令和三年十二月二十日から施行する。

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十七日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第八十五号

東京都北区北とびあ条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区北とびあ条例施行規則（平成元年九月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項及び第三項の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、第四項の規定による施設使用申請書の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他の施設を使用しようとする他の者による使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。

別表第三その他の設備の部音響セット（第二研修室）（七〇一・九〇一・九〇二会議室）の項の次に次のように加える。

音響セット （一六〇一会議室）	一式	一回	一、〇二〇円	マイク二本
--------------------	----	----	--------	-------

付 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十六号

東京都北区赤羽会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区赤羽会館条例施行規則（昭和三十六年七月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項前段の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、同項後段の規定による施設使用申請書の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他の施設を使用しようとする他の者による使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十七日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第八十七号

東京都北区滝野川会館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区滝野川会館条例施行規則（昭和三十七年十二月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項前段の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、同項後段の規定による施設使用申請書の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他の施設を使用しようとする他の者による使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立コミュニティエリアリーナ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十八号

東京都北区立コミュニティアリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区立コミュニティアリーナ条例施行規則（平成二十四年七月東京都北区規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項前段の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、同項後段の規定による使用申請書の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他のコミュニティアリーナを使用しようとする他の者による使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。